

第二次世界大戦への外交史 1

満洲事変とその前史 1919-1933

芦田均

書肆心水

本書について

芦田均には二〇一五年に岩波文庫に入った『第二次世界大戦外交史』を含め、「芦田外交史五巻」あるいは「最近世界外交史全五冊」などと称される一連の著書がある。そのそれぞれの初版は刊行順に次のとおりである。

- 1 『最近世界外交史 前篇 ビスマルクより世界大戦まで』 一九三四年（明治図書刊行）※芦田均訳編（フランドン・ブルヒ原著）
- 2 『最近世界外交史 中篇 世界大戦より戦後の欧洲まで』 一九三四年（明治図書刊行）
- 3 『最近世界外交史 後篇 米国参戦より聯盟脱退まで』 一九三四年（明治図書刊行）
- 4 『第二次世界大戦前史』 一九四二年（中央公論社刊行）
- 5 『第二次世界大戦外交史』 一九五九年（時事通信社刊行）

5の『第二次世界大戦外交史』は芦田均歿後ほどなく刊行され、それに続いて時事通信社から右記1～4の既刊著作も新たに校訂のうえ改版復刻された。先ず一九六〇年に『第二次世界大戦前史』が改版復刻され、その後一九六三年から一九六五年にかけて『最近世界外交史』三冊が改版復刻された。

本書『第二次世界大戦への外交史1 満洲事変とその前史 1919-1933』は、右記3の時事通信社改版復刻『最近世界外交史（3）——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の後半部分（二〇九ページから五七一ページまで）の改版改題復刻である。

この書肆心水版においては左記の表記調整をおこなった。

- 一、底本からの部分収録のため、「篇」の数字は変更した。
- 二、ごく一部の送り仮名を現代的に調整した。（例 荒らく→荒く）
- 三、読み仮名ルビを補った。
- 四、本書刊行所による注記は「」で括った。
- 五、明らかな誤記誤植はそれと示すことなく修正した。（例 疑俱→疑惧、新疆→新彊）
- 六、底本では漢字は新字体が使用されており、まれに旧字体が混在しているが、これは新字体に変更した。（人名を除く）
- 一、「根柢」「根柢」などの不統一は原則としてそのままにした。
- 二、底本では「満州」と表記されているが、これは初版の表記「満洲」に戻した。底本では「満洲国」だけに「洲」の字が使われ、それ以外は「満州」と表記されている。
- 三、底本では「聯盟」と表記されているが（ごく稀に「連盟」の表記あり）、本書の続編『第二次世界大戦への外交史2』の底本（前掲「4」の時事通信社改版復刻版）において「連盟」の表記が採用されている（ただし初版の表記は「聯盟」）ことと、現在では「連盟」の表記の方が一般的であることから、本書では「連盟」と表記した。（文献名と、全文の引用である三三六ページの詔書のみ「聯盟」のままの表記とした。）

SAMPLE
Shoshi-Shikui.com

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇 大戦後の中華民国

第一章 革命過程の支那 24

旧軍閥より新軍閥へ 24
三民主義 26

第二章 ワシントン会議と支那 29

極東問題の討議 29
支那提案の十カ条 30
ルートの四原則 31
国権恢復の討議 32
支那の門戸解放、機会均等に関する討議 33
支那における勢力範囲に関する討議 34
支那の鉄道無差別に関する討議 34
支那の中立尊重に関する討議 35
九国条約 35
支那の関税に関する条約 36
支那の国権恢復に関する九個の決議 38
山東問題の解決 41
山東懸案細目協定 43
ワシントンにおける二十一カ条問題 44

第三章 国民党政府の執権と革命外交 49

石井＝ランシング協定の廃棄 45

一 国民党の南京遷都 49

現在の国民党政府 49

中国国民党 50

南京政府 50

国民党内の諸勢力 51

革命外交 53

第四章 不平等条約の撤廃 55

水平運動としての国権恢復 55

関税自主権の恢復 56

治外法権の撤廃 57

第五章 支那と英米露 60

一 露支関係の消長 60

露支の再握手 60

露支断交 62

東支鉄道にからむ紛争 63

ソウイェトとの復交 64

二 アメリカと青年支那 65

現実に即せざる親支那観 65

ブランドの批評 66

アメリカの対支声明（一九二七年一月二十六日付） 68

三 イギリスの対支政策 72

日本に対するイギリスの疑惧 72

ステイードの英米協力論 72

イギリスの政策転換 73

イギリスの対支声明（一九二六年十二月二十六日発表） 74

強硬政策論者 80

第六章 満洲事変前の日支関係 89

日支関係の悪化 89

郭松齢事件 84

南京事件 84

山東出兵と済南事件 86

満蒙懸案交渉 89

東方会議の対支綱領 89

第七章 満洲事変当時の支那 94

支那は組織ある国家にあらず 94

北支那の政局 95

第二篇 満洲事変

第一章 満洲に関する若干の考察 106

一 事変の意義 106

日本にとっての意義 107

支那にとっての意義 107

米英露と事変 108

国際政局に対する影響 108

二 満洲の支那に対する地位 109

満洲は支那の不可分の一部なりしや 109

リットン報告と満洲の帰属 110

満洲主権の二元性 111

三 満洲の日本に対する地位 113

特殊地位の意義 113

勢力範囲と特殊地位 114

第二章 満洲事変の起因 128

一 事変の遠因 128

支那における先行情勢 128

張作霖の実力充実 130

張学良の登場 130

二 日本権益包囲の態勢 132

権益回収と満鉄包囲 132

日本在留民に対する圧迫 134

三 日本における先行情勢 136

日本国内の情勢 136

支那の抗日策の反響 137

四 日支の心理的摩擦 138

四 満洲の国際的地位 121

満洲は民族の十字路 121

露英、日露、日米の抗争 122

世界戦後の変局 124

特殊地位否認の運動 115

特殊地位の根拠 116

日本の有する条約上の権利 117

いわゆる生命線的主張 119

五 満洲事変の近因 139

中村大尉事件 139

王正廷は嘯く 141

六 柳条溝事件 142

事変の発端 142

世界は何故に日本を詰ったか 142

事態拡大の必然性 143

政府と関東軍 144

現地政権の樹立運動 145

第三章 事変初頭の外交 150

支那の宣伝外交 150

日本の態度 151

支那の対策 154

日支間の直接交渉 156

第四章 事変と連盟理事会 159

一 支那の提訴 159

理事会第一回の審理 159

支那は規約第十一条を援用 161

二 理事会の勧告 162

第五章
十三 対一

178

一 錦州爆撃事件 178

錦州政権の意義 178

南京政府の活動 179

錦州爆撃の反動 180

十月理事会を開く 182

二 アメリカを立会に招請 183

日本の反対理論 184

三 事態悪化防止の決議（九月三十日） 166

芳沢代表の説明 166

支那代表の声明 167

決議案の成立 168

決議の結果 170

四 アメリカと連盟との協力 171

連盟はアメリカに期待 171

アメリカ衷心の疑惧 172

イギリスの政策の動因 174

三

アメリカ招請の動機	184
十三カ国の共同通牒	185
アメリカ参加と世論	186
十三対一の決定	187
日本代表五綱目を内示す	187
理事会の硬化	188
日本の修正案	190
十三対一の惨敗	191

四

基本五大綱とその反響	192
五大綱の発表	192
五大綱の与えた反響	194
嫩江事件はじまる	196

第六章

大勢妥協に傾く

妥協案の探求	198
連盟調査委員派遣	199
調査委員会案成立	200
十二月十日の決議	201
調査委員の選任	206
十二月十日決議への期待	207

第七章

錦州占領とステイムソン通牒

第八章

上海事件

224

一 事件の顛末

224

上海事件の発端

224

日本の陸兵派遣

227

停戦交渉

228

三国の共同提案

228

停戦予備商議

230

正式停戦会議

231

二 上海事件と連盟

234

支那より第十五条適用を求む

234

十二カ国通牒

235

一 日本軍の錦州占領

210

非解決への約束

210

日本軍錦州占領

211

張学良軍の関内撤退

211

二 スティムソンの不承認主義

213

錦州への進出拒否

213

日本の回答

214

一月七日の通牒

217

日支の復照

218

イギリスはアメリカに合流す

219

第九章

満洲国の独立

248

一 事変より建国へ

248

新政権運動

248

新政権樹立と日本

249

新政権満洲に拡充

249

二

満洲国の成立

250

満洲建国の宣言

251

建国宣言と列強

252

日満議定書

252

支那の抗議

254

新聞の論評

255

独立承認と九国条約

255

三

諸列強との事実上の関係

256

郵政接収

256

塩税の独立

257

海関の接収と旧債整理

257

ソヴィエトとの交渉

258

事件解決の原則確立

259

三月十一日決議

241

十九人委員会

245

第十章 リットン報告書 260

一 支那調査委員会 260

二 調査報告書の内容 261

三 報告に対する日本政府の意見書 267

四 支那の意見書 275

五 リットン報告に対する批評 276

リットン報告と世論 278

第十一章 日本の連盟脱退 284

一 報告書の審議 284

列国の動向 284

理事会の態度 286

日支全権の論争 286

調査委員の権限問題 288

理事会の責任回避 289

再び十九人委員会 290

臨時連盟総会の経過 292

支那代表の発言 292

松岡全権の主張 293

各国代表の演説 295

第十二章

満洲事変の事実上の解決

3338

一 連盟の最終的解決措置

3338

諮問委員会の設置

3338

満洲国不承認の回章

3440

米露二国との協力

3441

三

二個の決議案

3000

支那郭泰祺の演説
松岡全権の再発言

2998

2998

和協の決議案

3002

和協交渉

3006

ドラモンド・杉村案を葬る

3007

日本の最終的努力

3110

英仏の態度硬化

3112

四

日本の脱退声明

3115

総会報告書

3115

大勢脱退に傾く

3200

最後の連盟総会

3211

四十二対一の採決

3224

五

日本政府の陳述書および脱退通告

3260

日本の陳述書

3266

連盟脱退の通告

3331

二 日支武力抗争の終了 344

熱河掃蕩 344

北支停戦協定の成立 346

サルヴァドルの満洲国承認 348

外交事項索引 351

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第二次世界大戦への外交史 1

満洲事変とその前史

1919-1933

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇

大戦後の
中華民国

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章 革命過程の支那

旧軍閥より新軍閥へ

討滿興漢の革命（一九一一年）以来二十年、支那はながく内乱と政匪と土匪と学匪との災厄に悩んでいる。米人ロドネー・ギルバートのいうように、支那人ははたして「大きないたずら児」にすぎないのであろうか。帝政を廃し、北方軍閥を倒し、民主共和の制度をしいて、国民党の三民主義により民族を統一し、民権を伸べ、民生を隆んにする理想を宣布しても、翻訳の民主政治をもつてしては根本の思想伝統を異にする社会には、幾多の難関障碍あることを体験した。しかし過去二十年間に連続して起こった変転極まりない事象は、決して偶発した無系統のものではない。この千態万化の事件の間に、一脈の流れの貫通して存在することは見逃し得ないのである。一脈の流れとは支那がなお成長しつつあるという事実、革命事業は砂礫の上を走る大八車の如く激しい動揺の間を転々しつつあるという表現をもって尽きる。袁世凱が死んで直隸派の殘党がなお北京に蟠踞し、ついで奉天派が乗り出し、いつのまにか南方革命党の勢力が北漸して南京政府ができ上った。それは畢竟するに南方派の政治家が武力のほかに、時代思潮の流れに乗った革命の大理想、三民主義と称するイデオロギーを押し立てて進んだからである。

孫逸仙は政治家として大成しなかったけれども、革命の先駆者としては不朽の功績を残している。その三民主義を祖述した国民党の政客は、清党運動に、主義の宣伝に、軍隊の建て直しに成功して、国民党に数十倍した軍閥を打破し、中原に勢力を占めるようになった。もとより馮玉祥や閻錫山等の反動勢力は、今なお北方に余威を揮い、共產軍は支那三分の一を占有しているけれども、大勢の帰するところ、結局支那は国民党の手によって支配されることに帰着するで

あろう。国民革命の前途になお多くの波瀾曲折があることはもちろんとして、私はその窮極の大詰をかく判断するのである。

先輩内藤湖南氏は「支那論」の自序において、絶大な情力によって潜運黙移している国情、人為による矯正の効力を超越している国情、しかも現下の如く眩しいまでに急転変化している国情の支那を語ることは難事であるといった。私もまたこの説に追隨するほかはないのであるが、世上ややもすれば支那に起こる一時の現象を捉えてその将来を断ぜんとする傾きあるがゆえに、私はこの種の御都合主義の論議を非とするのである。

ともかくにも新生支那では、殊に古い昔から文章言辭学の重んじられた国柄であるから、政治的理想を標榜して起たなければ民衆はついてこない。折柄のデモクラシー流行の世間であり、マルクス・ボーイも閑却できずとあって、南方の国民党蹶起の当時にあつては、ちょうどトルコの国民党と同じく、三民主義をふりかざして北方の軍閥に対抗し、直隸派の曹錕、呉佩孚、安福派の段祺瑞、奉天派の張作霖等が三つ巴で争っている間に乗じて、とうとう南方一帯を手に入れ、張学良までもまるめ込んでしまったけれども、さて新しい理想によって四百余州を統一するにはちょっと時間と距離があるように想われる。それは何故か。

第一に、あの膨大な支那を中央集権の形で統一するにはいろいろな困難があるというよりも、未だかつてそのような形で統一されたことが今日までなかったのである。昔から支那で「地は東南に傾く」といった。北方の民族が常に南面して天下をとったので、この争いは今でも支那南北の間に行なわれている。

さて、それなれば西北と東南との境はどこかというに、大体江蘇の徐州と湖北の武勝関とを境として分けることに異存は少なからう。南船北馬という言葉は地勢の平坦と險峻を語るものであり、山岳民族と水上民族との特長を指すものである。そして東南は小利口で、西北はノロマであり、現実的道学派の孔孟哲学が北に榮えて、メタフィジックの老荘哲学が南に生まれた。実世間以外に眼のない北方の軍閥（袁世凱から張学良まで）に対して、文治理想派の国民党は南から出発している。これは民族の差異とまではいかないにしても、その思想と表情と言語、風俗に大きな間隔があることを如実に示すものである。

前に一言した北方軍閥というのは、支那の第一次革命すなわち袁世凱が北京に大總統の職について以後十五六年の間、事實上支那を代表した政權を指すのであって、袁以降段祺瑞、黎元洪、曹錕、吳佩孚、張作霖等の代表するいわゆる直隸派、安福派、奉天派およびこれに太鼓をたたく大小の政客武人を指すものである。しかし蔣介石の国民党が南京に都を奠めて国民政府なるものを建てて以来、いい換えれば張作霖が北京から消え失せてこのかた、支那の最大の権力政団は南方派に移ったわけであるが、それでも馮玉祥だの閻錫山だの韓復榘だのという武將連が、家の子郎党を率いて各地に割拠する形は、国民革命以前の形相と余り多く変わっていない。「軍閥は倒れたり、軍閥万歳」と叫ぶほどに、旧軍閥が倒れたかと思うまに新軍閥がこれに代わった。直隸派に代わるに閻錫山をもつてし、孫伝芳、盧永祥に代わるに蔣介石をもつてしたところで、単に看板の文字が国民党と代わり集会の演題がバター臭くなったばかりで、驚鳥は幾度ライオン河を渡っても白鳥にはなり得ないのと同じである。そこで世人は旧軍閥倒れて新軍閥起ると論断するのである。

けれども大勢は、通観して落ちつくところに落ちつく。外国との事端が繁くなり、民衆の国民的思想がこれに刺戟されれば、三民主義のイデオロギーはますます圧倒的に国内を風靡することになる。それは単に世界戦争の末期から支那に勢力を得た民族運動がますます支那人の心の底に喰い入っているばかりでなく、すでに産業革命が内部から支那を力づけ、民族的運動に基礎を与えたことを見通してはならない。世界戦争以来年々に退却していく外国の帝国主義に代わって、支那内部の覚醒からきた自由精神が民族主義を高揚したのである。

今日の支那において何よりもまず眼につくことは、若い支那人の間に国民的自信ができてきたことである。外国人の紡績工場に働いている労働者たちは、外国資本家の命令よりも労働組合の指令に従順である。三民主義を教科書で読んで成長した支那ボーイは、白人を崇拜したり、日本人を恐れたり、支那人たることを卑下したりしない。外人はこれを目して支那人が生意気になったという。それだけ彼等に自信のできたことを証拠だてるものである。

三民主義

孫文の精神は新支那を動かした。實際政治家としては薄倖に終わった彼は、国民運動の先駆者として若き支那人の敬

仰の的になった。モスコウの赤広場に立つレーニンの記念像が第三インターナショナルの聖教寺である如く、南京郊外の孫文の墳墓はなかく支那共和国の民心を指導するに相違ない。そしてこの二つの巨星が祖述した共產主義と三民主義との間に、はっきりとした境界があるが如くなきが如く、近年の支那は共產主義と反動的西山派との間に彷徨して帰一するところがない。

孫文はいう、「フランスのいうところの自由はわれ等の民族主義をさし、われ等の民族主義は国家の自由を主張するのである。フランスではなお自由に対する平等をも要求する。この平等はわれ等の民権主義とひとしく、かくの如くして民権主義は人民の政治上における地位の平等を欲求しつつ、君権を打破して人と人との平等を唱道するのである。欧米諸国のモットーとする博愛はわれ等の民生主義に相通ずる。すなわちわれ等の民生主義は四億人の幸福を図らんとするにあるからだ」（民権主義第二講および民生主義第二講）。

民族、民権の両主義は今日において意味極めて明瞭であるが、民生主義の解釈にいたって孫文の所説はやや明瞭を欠いている。思うに民生主義とは民政問題を解決する意味であろう。孫文は人民の生活をもつてすべての問題の基礎なりと考え、経済も政治も文化もみなこの基礎において考えた。そして民生をもつてすべての社会における活動の原動力であるといった。しからばいかにして民生問題を解決するか、孫文のいわゆる共產主義の実行とは何を指すのであるか。当面の解決として彼は三つの政策を掲げた。地権の平均、資本の節制、産業国営がそれである。地権の平均とは土地の国有にあらず、土地の共有にもあらず、大地主の土地兼併の防止であり、増加した土地の公有であり、土地の収用である。資本の節制とは資本主義の高度の発達を抑えんとするものであって、産業国営によって、鉄道、鉱山を国営にし、重工業を国営とする主張である。まさにイギリスのフェビアン協会の主張を受けついた程度と領解して間違いないであろう。

理論の上からいえば孫文の思想には多くの遺漏欠陥があるだろう。思想に体系なく、創意なく歴史観なく、その基礎に根底ある世界観も存在していない。しかし実際政治においては現実だけが理論の価値を決する。支那の現実が孫文に唯一の機会を与え、それが三民主義に価値あらしめたのである。

民族、民権の思想は打倒帝國主義と打倒軍閥の叫び声となり、不平等条約廃棄の外交方針ともなった。民生主義は孫文がこれによって大衆の生活と精神とを捉えんとした題目であって、革命党としての人気と実力とを把握し得たのは、これが大衆的反応をもったからにはかならないのである。

中国国民党は孫文の遺訓を奉じ、一國一党の組織をもつて國を治めんことを標榜した。よかれあしかれ、今後の支那は三民主義を看板とするほかに民衆を率いる途はない。これに反抗し、これを無視する輩は倒れる。理にあらざるに至るの勢いである。

今の支那は、軍閥と共匪のために民衆は苦難のどん底に沈み、外は外国勢力の逼迫によって忍辱の数々を重ねている。更にまた産業革命の進行につれて、新しい軍閥と財閥のために資本主義的な圧迫が加わることであろう。「革命なお成功せず」といった孫逸仙の臨終の言葉は、民国十三年の当時と同じく今日においても真実である。しかし支那はなお成長しつつありとの大量観測が誤りでないならば、永久回帰の法則のもとにおいて、民族と文化とはその伝統のうちに更生の萌芽を見出すにちがいない。カイゼリングが「支那人は世界において最も自己統制ある民族である」といった言葉を裏切らないように、われわれは隣邦の友人たちに切望する。青年日本は青年支那に対して、衷心からかく叫びかけているのである。

SAMPLE
Shoshi-Shinshui.com

第二章 ワシントン会議と支那

ヴェルサイユ条約に調印を拒否した支那は、全国力を動員して排日運動に傾倒した。日支の抗争を中心とする極東問題はパリ諸条約において毫末も調整されなかったのであるから、早晚太平洋に関係ある諸問題については、列強の利害を調節し、その衝突の危機を救うために、新たな会議を開催する必要に迫られていた。当時、日本と支那との間には二十一カ条に関する争い、山東問題の懸案があり、日米の間には建艦競争とアジア政策に関連する緊張した空気があり、日露両国はシベリア出兵の経緯から事実上兵力対峙の形勢であった。日英同盟もやがて解消さるべき日が近づいていたのである。かくして日本孤立の形勢は一九二一年と一九三一年とにおいて、最も酷似した姿勢を展開していたともいえる。

だから極東において一九一四年以来起こった各種の事件を一括して清算し、あるものはこれを切り捨てあるものは合理化し、これによって極東の空気を浄化しようとする努力がワシントン会議であった。この種の会議において、最も多く割り前をとっていた日本が始終受身に立ったことはやむを得ない仕儀であった。

極東問題の討議

一九二一年十一月十六日の第一回極東総委員会において討議を開いてから翌年二月三日に至るまで、回を重ねること前後三十一回、支那に関する二条約、九決議を議決して、支那問題は二月四日および六日の総会に付議された。ここに二条約というのは九国条約および支那に関する関税条約を指すのである。

右のほか支那に関する問題として左の諸項が討議された。

- 一、租借地に関する問題
- 二、大正四年の二十一カ条問題
- 三、関税剰余供託金問題
- 四、对支武器輸出禁止問題
- 五、支那鉱業法公布問題
- 六、決議編纂に関する問題

支那提案の十カ条

第一回極東委員会において議長ヒューズは、太平洋および極東問題中、支那問題は特に重要であるとして、支那の現状に同情の意を表するとともにその将来に嘱望する旨を述べ、各国の隔意なき討議により、會議が有終の美を結ばんことを期待するといった。ヒューズの陳述が終わるや、支那全権施肇基は左の如き十カ条の原則を提案した。

支那政府は本會議の考慮および採用を得んがため、本會議の議題に準拠し、ここに支那に関する諸問題の決定に適用さるべき一般原則を提議する。

第一 (イ) 列国は支那共和国の領土保全、政治上および行政上の独立を尊重することを約する。

(ロ) 支那はいずれの国に対してもその領土もしくは沿海のいかなる部分をも割譲し、または租賃せざるべきことを約する。

第二 支那はすべての条約国国民の商工業に関する門戸開放、機會均等の主義に全然同感なるをもって、支那共和国全部に対して例外なくこれを承認しかつ適用すべし。

第三 極東における列国間の相互信頼を増進するため、列国は予め支那に通告し、支那に参加の機会を与えることなくして、相互間に直接支那に関係を有し、もしくは上述の諸地域の一般平和に関係を有する何等の条約または協定を締結せざるべきことを約する。

第四 支那においてまたは支那に関し列国の主張する権利、特権、免除または約束は、その性質あるいはその契約上の根拠如何に拘わらず、すべてこれを公表すべし。これ等の主張および将来におけるこの種の主張にして公表するを得ざるものはすべて無効とする。

現に公表せられもしくは公表せらるべき権利、特権、免除および約束は、その範囲および効力の有無を決定し、かつもし有効なりとせば、これ等各種の権利および相互の関係を調和し、または本会議において宣言さるべき諸原則との調和を図る目的をもってこれを審査すべきものとする。

第五 政治上、司法上および行政上の行動の自由に対し現に支那に加えられる制限は、直ちにもしくは事情の許す限り速かにこれを撤廃すべきものとする。

第六 現在支那を拘束する約束にして期限の定めなきものは、適当かつ確定せる期限を付すべきものとする。

第七 権利または特権を許与する約定書を解釈するにあたっては、かかる許与は許与者の利益に解釈すべしとの一般に承認された解釈および原則を遵守すべきものとする。

第八 支那の参加せざる将来の戦争において、支那の中立権は完全に尊重せらるべきものとする。

第九 太平洋および極東における国際紛争の平和的解決に関し何等かの規定を設くべし。

第十 太平洋および極東に関し、調印国の共同政策を定める基礎として、これに関する国際問題討議のため将来随時臨時会議開催の件に関し規定を設くべし。

ルートの四原則

右の支那提案に対し、アメリカ全権ルートの発意により、会議はこれを取捨選択して左の如き四カ条の原則を採択することとした。通常これをルート四原則といっている。

- 一、支那の主権独立および領土的ならびに行政的保全を尊重すること。
- 二、支那が有力にしてかつ基礎鞏固なる政府を完成支持するため、支那に対し十分なるかつ無制限なる機会を与え